

従前の屋外保管事業者である旨の届出の記載上の注意

1 屋外保管事業場の設置の場所について

事業場の敷地範囲に含まれるすべての筆を記載してください。なお、筆の一部を使用する箇所がある場合は、地番の後に「～の一部」と記載してください。

事業場が複数ある場合は、事業場 1、事業場 2・・・として、すべての事業場について記載してください。（以降の項目も同様です。）

※屋外保管事業場の敷地範囲の考え方

再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物の保管を行う場所で再生資源物の選別や破砕等の作業を行う場所をいい、同一敷地内であれば事務所や駐車場なども含み、それらすべてを敷地範囲とします。また、隣接地や道路や水路を挟んだ反対側であっても、屋外保管の一連の業務に関係していれば、それらをまとめて一つの屋外保管事業場として扱います。

2 屋外保管事業場の敷地面積について

登記簿上の合計面積を記載してください。なお、筆の一部を使用する箇所がある場合は、その部分について実測の面積としてください。

3 屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類について

条例第 2 条第 1 号で規定されている「金属、プラスチック、木材、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、混合物等」の種類を記載してください。また、その中で扱う主要な物品を記載してください。

(例) 金属（鉄骨、アルミサッシ）、プラスチック（発泡スチロール）
混合物（バッテリー、被覆銅線）

4 添付書類について

(1) 既存屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図

当該屋外保管事業場の位置がわかる住宅地図や図面を添付してください。

(2) 条例の施行の際現に屋外保管を行っていることを確認できる書類

条例施行日（令和 6 年 7 月 1 日）以前の再生資源物の取引に関する記録（領収書等）及び当該屋外保管事業場で再生資源物を保管している状況がわかる写真を添付してください。